

1. 3 インタフェースの項目設定における留意事項

(1) 異動連絡票情報の登録順序について

- ① ケース1、ケース2およびケース5において、合併前（または編入前）市町村からの「終了」情報については「受給者異動連絡票情報」→「市町村固有異動連絡票情報」→「保険者異動連絡票情報」の順に登録する必要があります。
- ② ケース1およびケース6において、新設された市町村からの「新規」情報については「保険者異動連絡票情報」→「市町村固有異動連絡票情報」→「受給者異動連絡票情報」の順に登録する必要があります。

(2) 保険者請求時における各種帳票の保険者名について

- ① ケース1、ケース2、ケース5およびケース6において、合併前（または編入前、脱退前）の保険者に対して行われた事業所からの請求について、保険者請求が合併後（または編入後、脱退後）となる場合、各種帳票へ表示される保険者名称は既に合併等が行われた旧保険者名となります。このようなケースでの混乱を避ける為に合併等が行われた旧保険者の名称を保険者台帳の保守画面から便宜的に訂正し、各種帳票の識別を容易にすることも考えられます。
例 保険者名：「A市」 → 「A市（XX.XX.XXB市へ合併）」等

(3) 受給者異動連絡票情報に設定する日付について

- ① ケース1、ケース2、ケース5およびケース6において、「資格取得年月日」は新設された保険者（または編入先の保険者）での効力が発生する日を設定します。合併前（または編入前）の市町村で設定されていた「資格取得年月日」では無いことに注意して下さい。
- ② ケース1、ケース2、ケース5およびケース6において、「認定有効期間（開始年月日）」は新設された保険者（または編入先の保険者）での効力が発生する日を設定します。合併前（または編入前）の市町村で設定されていた認定有効期間（開始年月日）では無いことに注意して下さい。
- ③ ケース1、ケース2、ケース5およびケース6において、「認定有効期間（終了年月日）」は「認定有効期間（開始年月日）」から介護保険法ならびに介護保険法施行規則に記載される、合併後（または編入後）市町村で定める日を設定します。合併前（または編入前）の市町村で設定されていた認定有効期間（終了年月日）では無いことに注意して下さい。

(4) 被保険者番号の再付番について

- ① ケース1、ケース2、ケース5およびケース6において、合併後（または編入後）の市町村（または広域連合）にて被保険者番号が重複しないのであれば、再付番せずに合併前（または編入前）の市町村で付番されていた被保険者番号を使用することも考えられます。

(5) 市町村固有異動連絡票情報

- ① ケース2、ケース5およびケース6において、市町村の編入（または脱退）により支給限度基準額等の見直しを行う場合には編入先市町村または広域連合の保険者から異動区分“2:変更”の異動連絡票情報が必要です。

(6) 広域連合異動連絡票情報（行政区異動連絡票情報）

- ① ケース3、ケース4、ケース5およびケース6において、合併（または編入、脱退）する市町村（または行政区）が複数存在する場合は、その全ての市町村（または行政区）の情報が必要です。

(7) 市町村特別給付異動連絡票情報

- ① ケース1、ケース2およびケース5において、市町村特別給付を行っている場合は、合併前（または編入前）の各市町村から異動区分“3:終了”の異動連絡票情報が必要です。